海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律

1.案内情報

手続名 : 廃油処理事業の事業実績報告書

手続根拠 :海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律第48条

手続対象者 : 廃油処理事業者

: 毎事業年度終了後3月以内 提出時期

提出方法 :事業実績報告書を作成し、地方運輸局総務部総務課、神戸海

運監理部総務課又は沖縄総合事務局運輸部海運第一課に提出

してください。

手数料 : なし 添付書類・部数 : なし

申請書様式 :海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律施行規第5号様式

記載要領・記載例 :提出先にお問い合わせ下さい。

2.窓口情報

提出先 :国土交通省港湾局環境・技術課 03-5253-8111

内線 4 6 6 5 3

北海道運輸局(小樽)総務部総務課 0134-23-4211 東北運輸局総務部総務課 022-299-8851 新潟運輸局総務部総務課 0 2 5 - 2 4 4 - 6 1 1 1 関東運輸局総務部総務課 0 4 5 - 2 1 1 - 7 2 0 4 中部運輸局総務部総務課 052-952-8002 近畿運輸局総務部総務課 06-6949-6404 神戸海運監理部総務課 078-321-3141 082-228-3434 中国運輸局総務部総務課 四国運輸局総務部総務課 087-825-1171 九州運輸局(北九州)総務部総務課 093-332-8081

098-866-0064 沖縄総合事務局運輸部海運第一課

受付時間:提出先にお問い合わせ下さい。

相談窓口:提出先に同じ

3.手続情報

審查基準 : -標準処理期間: -不服申立方法: -